

令和 7 年度
事業計画

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

令和7年度 基本方針

現在、進行する人口減少と少子高齢化は、地域の担い手の減少、地域における繋がりの希薄化や支え合いの基盤の弱体化を招き、地域を取り巻く環境に大きな変化をもたらしています。併せて、近年多発する大規模自然災害や急激な物価高騰、3年にわたるコロナ禍は、今もなお生活全般に多大な影響を与え続け、生活困窮者や社会的孤立の増加を生み出し、地域住民が抱える課題は複雑化・多様化してきています。

このように地域社会を取り巻く状況が著しく変化する中、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民をはじめ、あらゆる関係者、組織・団体が「わが事」として主体的に参画することが求められます。

玉名市社会福祉協議会は、住民から寄せられる多様な課題を受け止め、住民主体による助け合い、支え合い活動の充実、多職種連携や多機関との協働を図り、自然災害に備えた支援体制の構築に努め、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指し、引き続き取り組んでいきます。

また、新たな工夫、創造を追求しながら効果的・効率的に事業を展開し、信頼される良質なサービスを提供し、法令遵守の徹底と透明性の確保に努め、職員の確保・定着の方策と働きやすい・働きがいのある職場づくりに努め、今後も安定的永続的に地域福祉の中核を担えるよう持続可能な運営体制の構築に取り組みます。

基本目標

(第4期玉名市地域福祉活動計画 令和5年度～令和9年度)

基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

多様な福祉ニーズを的確に受けとめ、それぞれ適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携強化を進めます。

- ①わかりやすい情報提供と啓発活動の充実
- ②相談しやすい体制の構築とアウトリーチの充実

基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

さまざまな福祉ニーズに対し適切なサービスが提供できるよう各種サービスの充実を図るとともに、関係機関や団体等と連携した支援ができる体制づくりを進めます。

- ①適切な福祉サービスの提供と量や質の充実
- ②包括的な支援の充実

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

誰もが安心して安全に暮らせるよう、隣近所などでの身近な支え合いとともに、地域ぐるみの見守りを充実し、災害などの緊急時に備え、平常時からの「顔の見える関係づくり」を進めます。

- ①地域における支え合いや支援の強化
- ②地域ぐるみの見守り体制の充実
- ③災害に対する備えの強化

基本目標Ⅳ 地域で気軽につながれる環境づくり

地域住民が相互に支え合う意識づくりや、地域活動を担う人づくりを進めるため、地域での交流の場の充実や、誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を推進し、幅広い年代に向けた社会参加の環境づくりを進めます。

- ①共に生きる社会づくり
- ②交流・ふれあいの促進
- ③地域活動の担い手の育成
- ④地域活動やボランティア活動の推進

事業一覧

基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

(1) 広報誌発行事業	5
(2) ボランティア情報誌発行事業	
(3) ホームページの管理運営	
(4) 心配ごと相談事業	
(5) 無料法律相談事業	
(6) 利用者支援事業〈市受託事業〉	
(7) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉	6

基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

(1) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉	
(2) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉	
(3) 居宅介護支援事業	7
(4) 訪問介護事業	
(5) ふれあい援助事業	
(6) 居宅介護・重度訪問介護事業	
(7) 地域福祉権利擁護事業	
(8) 安心生活支援事業	
(9) 法人後見事業	
(10) 生活福祉資金貸付事業	8
(11) 福祉金庫貸付事業	
(12) 高額療養費等貸付事業	
(13) 福祉機器等貸出事業	
(14) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営	

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

(1) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業〈市受託事業〉	9
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業〈市受託事業〉	
(3) 認知症初期集中支援推進事業〈市受託事業〉	10
(4) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉	
(5) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉	
(6) ふれあいネットワーク事業	
(7) 福祉協力員設置事業	
(8) 地域生活支援活動推進事業(たまな生活サポートセンター)	
(9) 災害ボランティアセンター機能強化事業	11

基本目標IV 地域で気軽につながれる環境づくり

(1) 総合的な学習の支援	
(2) 発達障害児子育て学習支援事業（親子育ちの応援学級）	
(3) 家族教室（ひきこもり支援事業）	
(4) 福祉現場実習の受入れ	
(5) 成年後見制度市民後見人養成講座開催事業〈市受託事業〉	
(6) 成年後見制度生活支援員雇用補助事業〈市補助事業〉	12
(7) 高齢者水中ウォーキング〈市受託終了〉	
(8) 男性シルバー料理教室	
(9) 手話体験教室	
(10) 救急法等の講習活動	
(11) 地域福祉団体合同研修会	
(12) 福祉功労者表彰	13
(13) 地域子育て支援拠点事業（たまっ子らんど）〈市受託事業〉	
(14) 夏休み子どもデイサービス事業	
(15) ワークキャンプ事業	
(16) ちびっこ広場遊具の修理	
(17) 高齢者ふれあい事業	
(18) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉	14
(19) ふれあいいきいきサロン推進事業	
(20) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業	
(21) 福祉まつり	
(22) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉	
(23) 福祉協力校事業	15
(24) 特別支援学級への助成	
(25) 福祉団体等との連携と活動支援	
(26) 指定者管理施設の管理運営〈市受託事業〉	

その他の取り組み

(1) 理事会・評議員会運営	
(2) 社会福祉協議会会員募集事業	
(3) 共同募金運動への協力	16
(4) 日本赤十字社会員募集への協力	

令和7年度事業概要

基本目標I 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

(1) 広報誌発行事業

様々な福祉情報を提供する手段として広報誌「きずな」を発行する。

《計 画》

印刷価格の高騰が続いているため、委託先業者の見直しを図るなどコスト削減を図りつつ、わかりやすく見やすい誌面づくりに努め、ボランティアに関する情報面も併せ充実させていく。

▼発行日 毎月1日

(2) ボランティア情報誌発行事業

市民へ幅広く情報を提供するために、広報誌「きずな」やホームページに活動の紹介や募集、講座情報等を掲載し普及啓発を行う。

《計 画》

ボランティアに関する最新の情報や様々な活動を発信し、本市のボランティア活動の活性化に繋げていく。

(3) ホームページの管理運営

ホームページを活用し、福祉に関する情報や地域活動等を掲載し発信する。

《計 画》

本会の取り組みや研修・講座情報、イベント情報等、最新情報の掲載と内容の充実に努める。また、地域や各種団体の活動を掲載し、福祉活動や市民活動の活性化に繋げていく。

(4) 心配ごと相談事業

日常生活における心配ごとや困りごとの相談を受け付ける。

《計 画》

社協職員が対応し、内容に応じた助言や福祉サービス、専門の相談機関を紹介し、心配ごとの早期解決を支援する。

(5) 無料法律相談事業

日常生活における悩みの中で法律的な知識を必要とする諸問題について、市民の相談に対し参考意見の提供を行う。

《計 画》

広報誌やホームページをはじめ各事業所窓口や福祉団体等への周知に努める。

▼相談員 弁護士

▼時期 每月第3木曜日 14:00～16:00 1組30分（要予約）

▼場所 玉名市福祉センター

(6) 利用者支援事業〈市受託事業〉

子どもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供や必要に応じた相談・助言を行う。

《計 画》

地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、身近な相談窓口となり適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。

(7) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう総合相談、権利擁護、地域の支援体制作り、介護予防の必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステム構築及び深化の中核機関としてその機能を果たす。

《計画》

高齢者の抱える多様な課題やニーズに対して適切に対応できるよう、三職種のチームアプローチにより地域福祉を支える関係者との連携支援体制の構築を図る。職員のスキルアップを図るために研修の継続、また感染症発生・蔓延時、災害発生時などにおいても業務継続ができる体制を整える。

①総合相談支援業務

地域で生活する高齢者等に関する様々な相談をすべて受けとめ、適切な機関・制度に繋ぎ、必要に応じて支援を継続していく。

②権利擁護業務

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用促進や虐待対応マニュアルに応じた高齢者虐待への対応、高齢者虐待防止のための指針の整備、研修等の実施。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ◆地域のネットワークの構築を図るとともに地域課題の把握や解決に向けて話し合う地域ケア圏域会議を生活圏域ごとに開催
- ◆地域のケアマネージャーに対する個別支援
- ◆支援困難事例などへの対応
- ◆主任ケアマネージャーの資質向上と連携

④介護予防ケアマネジメント業務

- ◆一般介護予防事業の推進
- ◆介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント

⑤指定介護予防支援業務

- ◆要支援認定者のマネジメント
- ◆介護保険申請代行
- ◆介護報酬請求業務・給付管理業務
- ◆ケアプランデータ連携システムの活用促進

基本目標II 生活を支える連携した体制づくり

(1) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉

子育てのお手伝いをして欲しい方(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい方(協力会員)とをつなぎ、住民同士の相互援助活動により地域の子育てを支援する。

《計画》

子育てサポーター(協力会員)の増員を図るため、年2回の養成講座開催や安心・安全に活動ができるよう講座内容の見直しを行う。

- ◆子育てサポーター養成講座
- ▼講習 全6回(9項目24時間)を2回
- ▼時期 7月・11月

(2) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉

路線バスの運行がない地域において、無料で福祉送迎バスを運行し、60歳以上の方の交通手段を確保し、市の温泉施設へ送迎を行うことで社会参加を推進する。

《計画》

利用者の要望に柔軟に対応しながら実施する。

- ▼利用料 無料
- ▼運行日 火曜日～土曜日

(3) 居宅介護支援事業（介護保険制度）

介護保険サービスを受ける要介護者の在宅介護に関する相談や計画、連絡・調整を行い、自立した生活を支援する。

《計 画》

休止中。

(4) 訪問介護事業（介護保険制度）

訪問介護事業所として、利用者の居宅を訪問し介護サービスを提供する。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上のための研修を充実する。また、事業所として安定したサービスを提供出来るよう人材確保に努める。

(5) ふれあい援助事業

公的サービスや制度の対象とならない方で、病気やケガ、施設からの一時帰宅等で介護サービスや日中の見守り支援が必要な方に訪問介護サービスを提供する。

《計 画》

ヘルパーが訪問し、安心して在宅生活が送れるよう身体介護や生活援助を行う。

▼利用料 1時間 1, 500 円

(6) 居宅介護・重度訪問介護事業（障害者総合支援法）

居宅介護サービスとして、障がい(身体・知的・精神)のある方に介護サービスを提供する。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上と人材確保を図り、事業所として安定したサービス提供ができるよう体制を強化する。

(7) 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

《計 画》

利用者の様々な生活課題に対応するために各種機関と連携した支援を行う。また、市民後見人養成講座の修了者を生活支援員として雇用し、人材育成に努める。

(8) 安心生活支援事業

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の補助的な事業で実施し、福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

《計 画》

緊急性のある事案に対し金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行うとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度への移行を支援していく。

(9) 法人後見事業

法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して日常生活を送れるよう支援する。

《計 画》

本市中核機関と連携するとともに制度に関する相談対応や情報提供、啓発を行い制度の利用促進に努める。

(10) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと必要な援助指導を行い経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する。

《計 画》

県社協をはじめ関係機関と連携をしながら、貸付事務や相談支援を行う。

▼資金種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

①コロナ特例貸付債権管理業務（県社協受託業務）

債権管理の相談支援業務を引き続き県社協より受託し、償還に関する相談や問合せに対応し、自立相談支援機関をはじめ各種機関と連携し適切な相談支援を行う。

(11) 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要とされる資金を貸付け支援する。

《計 画》

生活福祉資金や他制度の補完的な事業で実施し、類似制度を参考に意見書等申請書類の見直しを図る。

▼貸付金額 40,000円以内

(12) 高額療養費等貸付事業

高額な医療費の支払いが困難な世帯に対して、自己負担額を除いた額の貸付けを行うことで、安心して治療を受けることができるよう支援する。

《計 画》

支払い金額に見合った利用申請を促し、本事業の有効活用を図る。

(13) 福祉機器等貸出事業

病気やケガ等により一時的に車いす等の福祉機器を必要とされる方へ貸出しを行う。また、社会福祉協議会所有の物品を貸出すことで市民活動の促進を図る。

《計 画》

①福祉機器貸出

機器の老朽化や自費レンタルに対応する民間業者も増えており、貸出機器の一部を終了する。

▼貸出機器 ◆車いす ◆歩行器

(終了機器 ◆介護用ベッド ◆エアーマット ◆緊急ベル)

②備品貸出

備品を貸出すことにより、地域福祉活動や福祉学習の増進を図る。

(14) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営

利用者からの福祉サービスに対する苦情に適切に対応するための窓口を設置する。

《計 画》

苦情申出者に誠意を持って対応し、第三者委員の助言や立会いを提案するなど苦情の適切な解決に努める。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

(1) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業〈市受託事業〉

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、共生の地域づくりを推進する。

《計 画》

①認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を広める養成講座を開催する。

②たまなつながるプロジェクト（チームオレンジ）

生活圏域ごとにチームリーダーを置き、認知症の本人・家族、キャラバン・メイト、たまな認知症応援団、地域住民のネットワーク構築を図るとともに、それぞれの地域に応じた認知症の普及啓発・本人発信支援の取り組みを検討し実施する。

③たまな認知症応援団養成講座（チームオレンジステップアップ講座）

認知症についての啓発活動や地域の身近な支援者を養成する講座を開催する。

④キャラバン・メイト連絡会

キャラバン・メイトの連携強化と共通理解を図るために連絡会や研修会を開催する。

⑤キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成する研修を開催する。

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業〈市受託事業〉

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に対しての効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進する。

《計 画》

①認知症地域支援推進員

地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援するための体制整備を行う。

②認知症総合支援事業嘱託医

玉名市認知症総合支援事業へ医学的な見地からの助言を行うとともに、医療と介護の連携を図る。

③多職種連携

多職種が参加する事例検討会等を実施し、相互の理解と連携の強化を図る。

④見守りネットワーク会議

見守りや行方不明時の早期対応に対して、関係者が集まりネットワークを構築する。

⑤認知症介護者のつどい

認知症の方を介護する家族や関係者が集まり、悩みの相談や心身のリフレッシュを図る場を開催する。

⑥認知症カフェ（オレンジカフェ）設置推進

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集える場所づくりを推進する。

⑦アルツハイマー啓発活動

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で定められている9月21日の認知症の日や9月の認知症月間において、認知症に関する普及啓発活動を行う。

⑧キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成する研修を開催する。

(3) 認知症初期集中支援推進事業〈市受託事業〉

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

《計 画》

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族をアセスメント訪問し、チーム員会議（認知症専門医含む）で検討を行いながら、初期の支援を包括的・集中的に行う。

(4) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉

第1層生活支援コーディネーターを配置し、第2層生活支援コーディネーターとの連携と地域ケア圏域会議等を通して地域課題の抽出と地域に不足するサービスの開発等に取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を推進する。

《計 画》

岱明・天水・有明圏域に加え、新たに玉南圏域の第2層協議体の立ち上げとともに、地域における社会資源のコーディネートを通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりの支援を行い、住民が主体的に取り組む介護予防の実現と地域の支え合い活動の活性化を図る。

(5) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉

居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活の相談や指導、安否確認、関係機関との連絡対応等のサービスを提供する。

《計 画》

生活援助員による定期的な訪問を通じ、安心した在宅生活を支援する。

(6) ふれあいネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、住民相互による支えあい活動と体制づくりを推進する。

《計 画》

代表者会議の開催や各地域会議の場を通して、福祉課題への取り組みの理解や活動費を助成し地域活動の活性化に繋げていく。

(7) 福祉協力員設置事業

ふれあいネットワーク事業を推進する中で、地域で困りごとを抱えた方々の見守り活動を中心に地域福祉活動を支える地域ボランティアとして行政区ごとに50世帯あたりに1人を基本に設置に取り組む。

《計 画》

エリア別の研修会を開催し、地域活動への理解と充実を図るとともに民生委員との繋がりを築いていく。

▼設置基準 50世帯あたり1名を基本に各行政区1名以上の設置

(8) 地域生活支援活動推進事業（たまな生活サポートセンター）

地域住民による支え合いの体制づくりを推進し、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう日常生活等の支援活動を実施する。

《計 画》

高齢者等の在宅生活を支える有効な社会資源となるよう人材の発掘や育成に努め、住民相互の支え合いをコーディネートする。

(9) 災害ボランティアセンター機能強化事業

災害時に開設するボランティアセンターとして、立ち上げ模擬訓練や講習会等を実施し、災害時に機能できるボランティアセンターの体制づくりを行う。

《計 画》

災害ボランティアによる救援活動が円滑かつ効率的に展開されるよう災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、センターの意義や役割について理解と周知を図る。

基本目標IV 地域で気軽につながれる環境づくり

(1) 総合的な学習の支援

児童や生徒等が福祉について理解しやすい体験学習や講師派遣、地域のボランティア等による学習支援を行う。

《計 画》

依頼内容に応じたプログラム(福祉教育)を計画し、福祉の学びを支援する。

- ▼内容 ◆福祉講話 ◆高齢者や障がい者の理解 ◆手話・点字体験 ◆車いす体験
◆講師紹介 等

(2) 発達障害児子育て学習支援事業（親子育ちの応援学級）

心身に発達の遅れや発達障がいのある子どもとの関わり方を学ぶ場と参加者が交流する機会を提供し、子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもと共に成長できる喜びと自らの育児力を向上させることを支援する。

《計 画》

学びの実践や振り返りを取り入れたプログラムを検討し、育児力向上に繋げていく。

- ▼時期 6月～12月 毎月1回の全7回

(3) 家族教室（ひきこもり支援事業）

不登校やひきこもりで悩まれている保護者やその家族を対象に、当事者の理解や支え方を学ぶ講座と互いの悩みや経験を語り合う場を提供し支援する。

《計 画》

子育て支援事業と繋がりを図りながら、子どもの成長に合わせたプログラム検討と仲間づくりの場となるよう講師と協議を行い、講座内容の充実を図る。

- ▼時期 6月～3月 毎月1回の全10回

(4) 福祉現場実習の受入れ

社会福祉に携わる人材育成に貢献し、実習を希望する教育機関等から現場実習を受け入れる。

《計 画》

実習生の希望に沿ったプログラムが提供できるよう適切な指導と職務調整を図り、将来を担う人材育成に努める。

- ▼受入実習 ◆社会福祉援助技術現場実習 ◆教員免許特例法による介護体験
◆看護学生等の臨地実習 ◆法定研修等における介護支援専門員の実習
◆高校生インターンシップ ◆中学生職場体験 等

(5) 成年後見制度市民後見人養成講座開催事業〈市受託事業〉

一般市民が一定の知識と技術を身につけ、市民後見人として活動する人材を養成する。

《計 画》

市民後見人として活動を希望される方を募集し、市民後見活動に必要な知識と技術を習得するための養成講座を開催する。

- ▼週1回の全6回

(6) 成年後見制度生活支援員雇用補助事業〈市補助事業〉

市民後見人養成講座修了者を雇用し、後見活動に必要な実務経験を積み市民後見人として活動できる人材を育成する。

《計 画》

法人後見事業や地域福祉権利擁護事業の業務経験を積み、市民後見人として必要な知識と技術を習得できるよう支援する。

(7) 高齢者水中ウォーキング〈市受託事業〉

横島総合保健福祉センターゆとり～むの温水プールを活用し、元気高齢者や虚弱高齢者の加齢に伴う生活機能低下の予防、特に運動機能低下を予防するために、足腰に負担の少ない水中での歩行や楽しみながらできる運動を実施する。

《計 画》

令和7年度より業務委託先の変更により令和6年度で業務終了。

(8) 男性シルバー料理教室

男性高齢者等が地域で自立した社会生活を送ることができるよう栄養知識及び調理技術の習得の機会を提供し、生きがいづくりと仲間づくりの場として実施する。

《計 画》

①シルバー料理教室

栄養知識や調理技術の習得の機会を提供し、自立した生活が送れるよう支援する。

▼対象者 男性高齢者で料理に興味がある方

②シルバー料理サロン

調理技術の向上と仲間づくりの機会を提供し、自立した生活が送れるよう支援する。また、自助努力を促進するため参加回数等の見直しを図る。

▼対象者 シルバー料理教室修了者

(9) 手話体験教室

聴覚障がい(者)への理解とコミュニケーション手段としての手話を体験する機会を提供する。

《計 画》

県ろう者福祉協会と協働し、障がい者への理解と初心者でも楽しく学べるプログラムを計画する。また、講習内容の理解を深めるため事前に資料を配布する。

▼週1回の全4回

(10) 救急法等の講習活動

日常生活における事故防止や手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AED(自動体外式除細動器)を用いた除細動などの知識と技術の習得を支援する。

《計 画》

日本赤十字社熊本県支部と連携し、指導者の派遣や養成講座を実施する。救急員養成講習を終了し、市民が参加しやすい救急法基礎講習を複数回開催していく。

▼講習 救急法基礎講習の開催

▼派遣 幼児安全法・救急法講習会等への指導者派遣

(11) 地域福祉団体合同研修会

玉名市内の地域福祉に関わる団体や地域福祉に関心のある方を対象に、地域の中の繋がり(ネットワーク)を見つめ直し、互いに助け合い、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的に地域の課題解決に向けた取り組みや地域福祉の学習の場とする研修会を実施する。

《計 画》

多くの参加者と地域福祉を考える場として、様々なテーマを取り上げ、地域住民相互の助け合い支え合い活動が促進されるよう意識啓発を図る。また、福祉施設との連携を検討する。

▼時期 2月

(12) 福祉功労者表彰

地域において永年ボランティア活動などの善行を継続して行われている方や高額寄付、継続寄付等の福祉功労者を表彰する。

《計 画》

功労者を顕彰する場として地域福祉団体合同研修会等と併せて表彰式を開催する。

(13) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターたまっ子らんど）〈市受託事業〉

子育て中の親子が安心して集うことができる場を提供し、育児相談や子育てに関する講習、学習会、子育て関連の情報提供を行う。

《計 画》

安心して利用できる環境づくりと利用者が楽しめる季節行事やイベントの定期的な開催、幼児安全法講習会や歯科衛生指導、食育等の子育てに関する様々な講習会を実施する。

▼時期 毎週月曜日～金曜日 10：00～15：00 祝日のある週は土曜日開所

(14) 夏休み子どもデイサービス事業

小学1年生から3年生の児童を対象に、学習や遊び、異世代間のふれあい活動を通して、児童の健全な育成を図り夏休みの期間に実施する。

《計 画》

参加者同士の交流や体験活動をはじめ様々なプログラムを計画し児童の育成を支援する。

▼開催地 岱明会場

(15) ワークキャンプ事業

福祉への理解と关心を高め、ボランティア活動に対するきっかけづくり、社会連帯意識の高揚を目的として実施する。

《計 画》

福祉施設や地域の活動者と連携し様々な交流や体験学習を取り入れたプログラムを計画する。

▼時期 7～8月

(16) ちびっこ広場遊具の修理

神社の境内や公民館の空き地等に設置されている遊具の修理や撤去を行い、遊び場の安全性を確保する。

《計 画》

行政区等の申請を受け付け遊具の修理・撤去を行う。

▼対象 46箇所／44行政区

(17) 高齢者ふれあい事業

地域の福祉団体と協同し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象とした交流の機会を提供する。

《計 画》

事業内容や実施・継続について、協力団体と協議を進め身近な地域で交流等が図れる居場所づくりに取り組んでいく。

①ふれあい会

▼時期 10月、2月 ▼場所 保育園、岱明防災コミュニティセンター

②あいあい交流会

▼時期 5月 ▼場所 天水老人憩の家

(18) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉

ふれ愛一本松交流館において、一本松団地周辺住民を対象に高齢者の介護予防や子ども達が安心して遊べる場を提供し、高齢者と子ども達の交流を推進する活動を計画し実施する。

《計 画》

身近な交流の場となるよう年間を通して季節行事やお楽しみ会等を計画する。また、毎月発行の便りやポスター掲示等で周知し、周辺住民の協力と参加を得ながら地域と繋がりを深め、利用者にとって参加しやすい環境づくりに努める。

▼時期 毎週月、火、木、金、土 9：00～17：00

(19) ふれあいいきいきサロン推進事業

公民館等で実施されているサロン活動を支援し、活性化を図る。

《計 画》

民生委員等にサロン活動の理解を図り、地域住民の交流の場づくりと介護予防活動の普及・啓発を図っていく。

(20) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業

小学校の空き教室を校区住民の交流や世代間交流の場として活用する。

《計 画》

小学校や協力団体等の意向を踏まえながら、住民主体のサロン活動を推進し、身近な地域で交流等が図れる居場所づくりに取り組んでいく。

▼時期 6月 ▼場所 ◆睦合小学校 ◆大野小学校 ◆高道小学校 ◆鍋小学校

(21) 福祉まつり

身近な地域で、地域住民がお互いに支え合い安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉活動に携わる団体やグループ、福祉施設等と協働して交流や体験の場を提供し、福祉を身近なものに感じ、関心と理解を深め地域福祉の増進を目的に実施する。

《計 画》

多くの住民や各種団体、ボランティア等の相互交流が活発に行われる場となるよう開催時期や協力団体と協議し充実に努める。

①岱明福祉まつり

▼時期 11月 ▼場所 岱明ふれあい健康センター

②横島福祉まつり

▼時期 9月 ▼場所 横島町公民館、横島総合保健福祉センターゆとり～む

③天水福祉まつり

▼時期 1月 ▼場所 天水市民センター、天水グラウンド

(22) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉

ボランティアのコーディネートを中心に、ボランティア情報の発信やボランティア活動への参加を促進するための事業を企画し運営する。また、活動場所を提供するため市福祉センター内のボランティア研修室の貸出しを行う。

《計 画》

ボランティア連絡協議会と協働し、荒尾・玉名地域を会場に火の国ボランティアフェスティバルを開催する。

▼時期 11月29日（土） ▼会場 玉名市民会館大ホール

(23) 福祉協力校事業

市内小・中学校・高校の児童や生徒が社会福祉への関心と理解を高め、地域と連携・協働した活動やボランティア活動等を支援する。

《計 画》

助成金が有効活用されるよう説明会で周知を図り、活動費の一部を助成する。

(24) 特別支援学級への助成

特別支援学級で必要な機材・備品・教材等の購入費を助成することで障がいのある児童や生徒の教育環境の充実を図る。

《計 画》

福祉協力校事業と併せ説明会を開催し、助成金が有効活用されるよう働きかけを行う。

(25) 福祉団体等との連携と活動支援

地域の各種福祉団体が充実と自立した活動が図られるよう必要な人的支援や活動費の助成を行う。

《計 画》

各種福祉団体と連携・協働した地域福祉の推進を図り、充実した活動が展開されるよう必要な人的支援と助成の財源となる社協会費、寄付金、共募配分金への理解と協力を求める。

- ▼助成対象団体 ◆玉名市老人クラブ連合会 ◆玉名市民生委員児童委員連絡協議会
◆玉名市ボランティア連絡協議会 ◆玉名市身体障害者福祉協議会
◆玉名市ひとり親家庭寡婦福祉連合会 ◆玉名市精神障害者家族会

(26) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉

設置目的に沿った運営をするとともに、地域ニーズに合った事業を実施し、福祉活動の拠点として充実を図る。

《計 画》

- ◆玉名市福祉センター
〈管理期間〉令和7年4月1日～令和12年3月31日
- ◆横島総合保健福祉センターゆとり～む
令和7年度より業務委託先の変更により令和6年度で業務終了。

その他の取り組み

(1) 理事会・評議員会運営

社会福祉法人として、各種法令や諸規程を遵守し、地域福祉を目的とした諸事業を効果的で効率的に実施し、健全な経営と組織の基盤強化に取り組む。

《計 画》

本会の業務執行の決定を行う理事会と議決機関である評議員会を開催し、法人としての適切な運営と社協活動の活性化を図る。

(2) 社会福祉協議会会員募集事業

住民参加による地域福祉活動の推進を基本とし、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の実現を目指し、会員募集を実施する。

《計 画》

地域課題を理解し必要な支援と活動を展開し、地域住民に信頼され必要とされる社協を目指し、会員加入の増加に努める。

(3) 共同募金運動への協力

地域福祉の推進を目的に、様々な地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する募金運動を市全域で実施する。

《計 画》

募金を財源とした事業（配分金事業）を広報誌やホームページ、事業実施時に分かりやすく伝え、募金額の維持向上に努める。

(4) 日本赤十字社会員募集への協力

日本赤十字社の人道的な活動に賛同し活動を支える会員と活動資金を募集する。

《計 画》

会費の使途や必要性について十分な説明や周知に努め、災害救護活動や救急法などの講習、国際活動等の幅広い赤十字活動を支える会員と活動資金を募集する。